

令和3年8月
農業委員会議事録

開催日：令和3年8月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 8月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	欠
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	欠
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原和紀
統括主幹 齋藤利明
主事 高橋英行

(説明員) 開発指導課長 田中克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第7号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第8号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）
の決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時44分

9. 会議の内容

- 局長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。
- 皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
- それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
- 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
- 会長 おはようございます。どうもご苦労さまです。先月の様子だと天気が続いて、今月稲刈りができるのではないかというお話を先月させてもらったかと思いますが、お盆があので、ずっと天気が悪くて、いつもですともう刈れそうなところが出てくるのですが、まだ多少赤らんではいまいますが、まだ今月稲刈りすることはできないような状態で、多少、逆に遅れているのかなと思っております。
- 昨日の農業新聞で、千葉のコシヒカリの米価があまりいい数字が出ておりませんでした。数字は言いたくありませんけれども、埼玉のお米に関しては、農協に伺うと、今日の会議で提示されるということでした。
- 何はともあれ、明日の気温は36度という予報も出ておりますので、これから農作業が始まりますけれども、熱中症、特にまだ暑い日が続きますから、体に十分気をつけて農作業に従事していただければと思います。
- 言葉整いませんが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。
- 局長 ありがとうございます。
- 本日は、9番の吉田委員より、欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。
- 出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、

議長

金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、10番の田口委員、11番の荻島職務代理を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,732平方メートルです。通作距離は0.6キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万1,324平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計5名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7,594平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は9,930平方メートルです。通作距離は0.8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。

以上4件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員11番の豊田委員、3番について荻島職務代理、4番について推進委員7番の高島

- 委員よりお願いいたします。
- それでは、1番について原田委員よりお願いいたします。
- 1 3 番推進委員
(原田委員)
- 8月12日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。
- 以上、報告いたします。
- 議長
- ありがとうございました。
- 2番について、豊田委員よりお願いいたします。
- 1 1 番推進委員
(豊田委員)
- 2番の件について補足説明します。
- 8月12日に現地を確認しております。申請地の農地3筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具についても問題はないと判断します。
- 以上、報告いたします。
- 議長
- ありがとうございました。
- 3番について、荻島職務代理よりお願いいたします。
- 1 1 番 委 員
(荻島委員)
- 3番の件について補足説明いたします。
- 8月12日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断いたします。
- 以上、報告いたします。ご審議をお願いいたします。
- 議長
- ありがとうございました。
- 4番について、高島委員よりお願いいたします。
- 7 番 推 進 委 員
(高島委員)
- 4番の件について補足説明します。
- 8月12日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請地の近隣の会社より、現在借りている駐車場の土地所有者から明渡しの申出があり、従業員の通勤車両及び社用車の駐車場として貸してほしいとの要望を受け、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員

1番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

8月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場でございます。南側出入口の部分を除いて、周囲をコンクリートブロック及び木柵を設置し、土留めとすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

全 員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番及び2番については関連がありますので、一括して説明します。1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、妻の父親が所有する住宅で、両親及び夫婦と子供2人、計6人で居住しておりますが、子供の成長とともに部屋が狭く手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、妻の両親へ相談したところ、父が所有する土地を勧められ、申請地は現在の住まいからも近く、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ、申請に及んだものです。

なお、令和3年2月18日付で、住宅として農用地区域から除外されております。

2番の概要ですが、転用目的は一時転用です。転用理由といたしまして、住宅の建築に際し、排水先が道路側溝に放流する予定でしたが、道路側溝の整備がされていないため、父親の所有農地の西側水路に排水管を農地の下に埋設するための申請です。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ見つからず、妻の両親へ相談したところ、父親が所有する土地を勧められ、申請地は実家の目の前にあり、子育ての支援や将来両親の介護が必要になってもすぐにお世話ができ、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

1番及び3番の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当し、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

また、2番の農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断されますが、農地法施行令第11条第1項の不許可の例外に該当し、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育ての支援を両親に頼みたいと思っておりますが、現在の住まいから実家まで車で1時間以上かかり、両親も高齢になってきたこともあり、今後想定される介護を考え、実家の近くに自己用住宅を建築したいと考え、土地を探していたところ、申請地は実家まで車で5分程度の距離に位置し、お互い助け合いながら生活できることから、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来の両親の介護を踏まえ、安心して生活ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和28年に主たる事務所を川口市に置き、主に運送業を営む法人で、東京オリンピック・パラリンピックで使用するアド・トレーラー事業・企業PR車両を提供しております。平成31年に事業拡大のため越谷事業所近くに土地を取得し、業績も順調に伸ばしており、トラックの駐車場が不足となり、土地を探していたところ、申請地は越谷事業所のすぐそばにあることから計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから、申請に及んだものです。

以上、3件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について大熊委員、3番及び4番について山崎委員、5番について坂巻委員、6番について私から説明いたします。

7番委員
(大熊委員)

それでは、1番及び2番について、大熊委員よりお願いいたします。

1番及び2番の件について一括して報告します。

8月13日に事務局と現地を確認しており、申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅及び排水管理設の一時転用です。

1番の住宅については、東側道路に面する部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

また、2番の排水管理設の一時転用については、施工後農地に復元

議 長

されることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

4 番 委 員
(山崎委員)

3番及び4番について、山崎委員よりお願いいたします。

それでは、3番、4番について連続していますので、一括してご報告いたします。

まず、3番の件につきまして、8月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に接している北側と東側を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

4番の件でございますが、4番の件について、8月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に接している北側を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

3 番 委 員
(坂巻委員)

5番について、坂巻委員よりお願いいたします。

5番の件につきまして、8月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。北側出入口の部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

6番について私から説明いたします。

6番の件について説明いたします。8月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。北側出入口の部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人並びに娘家族、計5人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校がすぐ近くにあり、妻の実家に車で5分の距離にあることから、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。なお、隣接地の宅地を含め、一体利用といたします。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はレイクタウン駅まで程近く、また勤務先へのアクセスがよく、子供を預ける保育所も複数あることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に結婚しましたが、親の体調が悪く、

介護が必要となり実家で妻とは別に居住しておりました。今年になり療養したかいがあり体調が回復し、介護の必要がなくなったため、新居の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はレイクタウン駅にも程近く、通勤で武蔵野線を利用することが可能で、また実家まで車で20分の距離にあり、今後の両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は商業施設や小中学校も近く、お互いの実家に車にて10分程度の距離にあり、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在夫の実家で居住しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいからも程近く、今後予想される介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を7番及び8番について田口委員、9番から11番について藤井委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、7番及び8番について、田口委員よりお願いいたします。

(田口委員)

それでは、まず初めに7番の件について説明いたします。

8月16日に事務局と現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。市道に面した南側出入口を除き、周囲にコン

クリートブロックとフェンスを設置し、区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、8番について説明をいたします。同じく8月16日に事務局と現地を確認しました。申請地の現況は田で、転用の目的は住宅です。西側市道に面した出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックとフェンスを設置し、区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

9番から11番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

それでは、9番、10番、11番と3件を報告いたします。

(藤井委員)

9番の件について、8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。南側及び西側は道路に接し、北側と東側はコンクリートブロックで区画していることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件につきまして、8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、11番の件について、8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に接している南側を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

以上3件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 議 議 統 括 主 幹 議 1 3 番推進委員 (原田委員)	員 長 長 長	<p>なし。</p> <p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p> <p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。</p> <p>議案書の5ページから7ページを御覧ください。</p> <p>第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明します。</p> <p>番号、出願人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、1番の内容ですが、筆数が7筆で、面積は2,737平方メートル。平成30年7月26日から令和3年8月25日までの証明です。</p> <p>次に、2番の内容ですが、筆数が13筆で、面積は6,529平方メートル。平成30年9月26日から令和3年8月25日までの証明です。</p> <p>次に、3番の内容ですが、筆数が14筆で、面積は9,032平方メートル。平成30年10月26日から令和3年8月25日までの証明です。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員10番の鈴木委員、3番について推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、1番について原田委員よりお願いいたします。</p> <p>1番について報告します。</p> <p>8月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地7筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
--	--	---

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、鈴木委員よりお願いいたします。</p>
10番推進委員 (鈴木委員)	<p>2番について報告します。</p> <p>8月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地13筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3番について、齋藤委員よりお願いいたします。</p>
9番推進委員 (齋藤委員)	<p>3番について報告します。</p> <p>8月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地14筆につきましては、適正に管理、耕作されておりますので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。</p> <p>本件は、農業経営を継続することを前提とし、租税特別措置法の規</p>

定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることとなっております。

被相続人の氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が13筆です。面積は3,967平方メートルです。相続開始年月日は令和2年11月11日です。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、豊田委員、お願いいたします。

11番推進委員 (豊田委員) 1番について、去る8月12日に現地を確認いたしました。ご報告いたします。

申請地の農地13筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関連して質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の10ページを御覧ください。

第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明します。

本件は、越谷税務署長より租税特別措置法の規定による相続税の猶

予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して、該当する農地について「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書」の提出を依頼されたものです。

番号、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が7筆で、面積は5,399平方メートルです。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員10番の鈴木委員よりお願いいたします。

10番推進委員 1番について報告します。

(鈴木委員)

8月12日に現地を確認しております。事務局説明のとおり、特例適用農地7筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり確認書を発行いたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の11ページを御覧ください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

議
全
議

長
員
長

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の12ページを御覧ください。

第8号議案 越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法についての指針を定めるように努めなければならないとなっております。指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないことから、令和3年7月26日から令和3年7月30日までの期間において指針（案）を提示させていただき意見を求めましたところ、意見はありませんでした。つきましては、本案の内容について審議いただくものとなります。

それでは、指針（案）の内容について説明させていただきます。

（別紙の第8号議案のとおり説明する）

議

長

事務局からは以上でございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹 それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の13ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページから16ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類等も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、17ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は、農地の賃貸借契約の合意解約です。今回2件の提出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議 長 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、9月24日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時44分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 8月25日

議 長

署名委員

署名委員